

# 道路位置指定申請図

道路となる土地の地名地番：船橋市又山2丁目64番10、64番15、64番18、64番19

幅員 4.00メートル・延長 24.89メートル・自動車廻転広場 平方メートル

縮尺	地籍図	1/200
	付近見取図	—
	構造図	1/50
	公図写	1/600

指定年月日	52年3月22日
番号第	2/号

この図面のとおり道路位置の指定を承諾いたします。  
 申請者 株式会社 栄屋産業 代表取締役 鈴木正勝  
 申請者住所・氏名・印  
 千葉県船橋市葛飾町2丁目341番3号  
 株式会社 栄屋産業  
 代表取締役 鈴木正勝

承諾書	権利別	住所	氏名	印
64~10	所有権			
64~15	所有権			
64~18	所有権			
64~19	所有権			

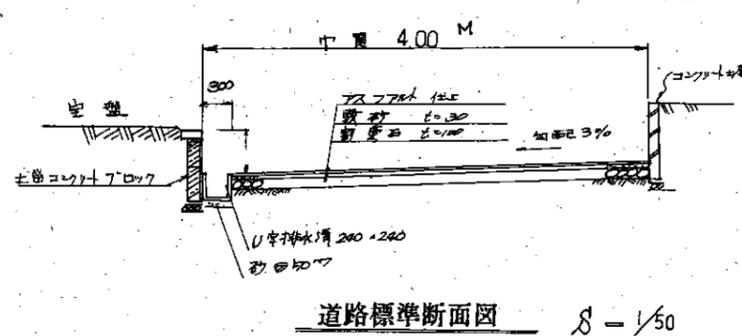
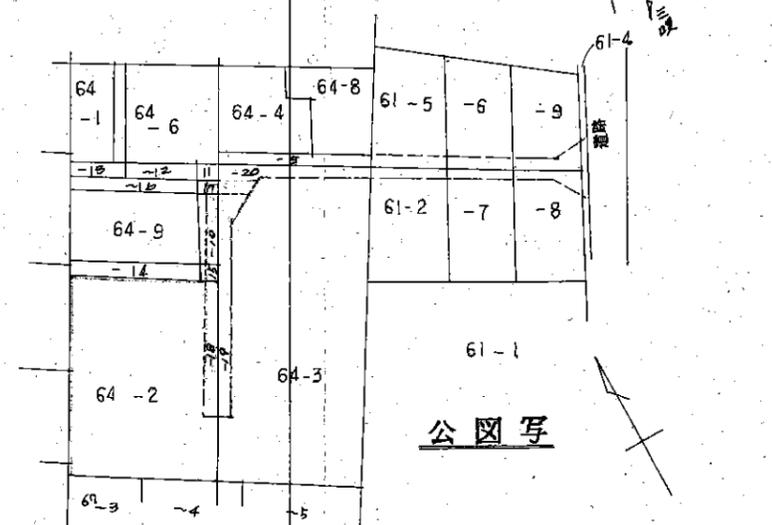
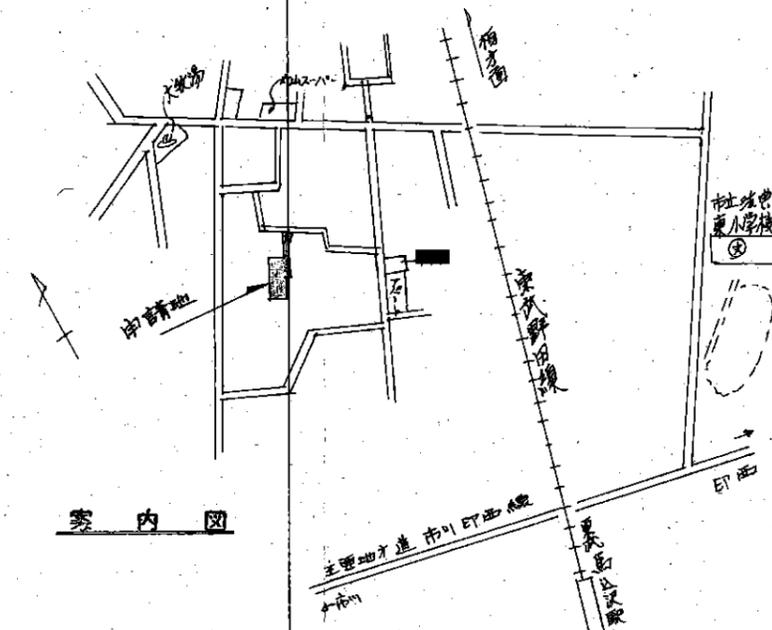
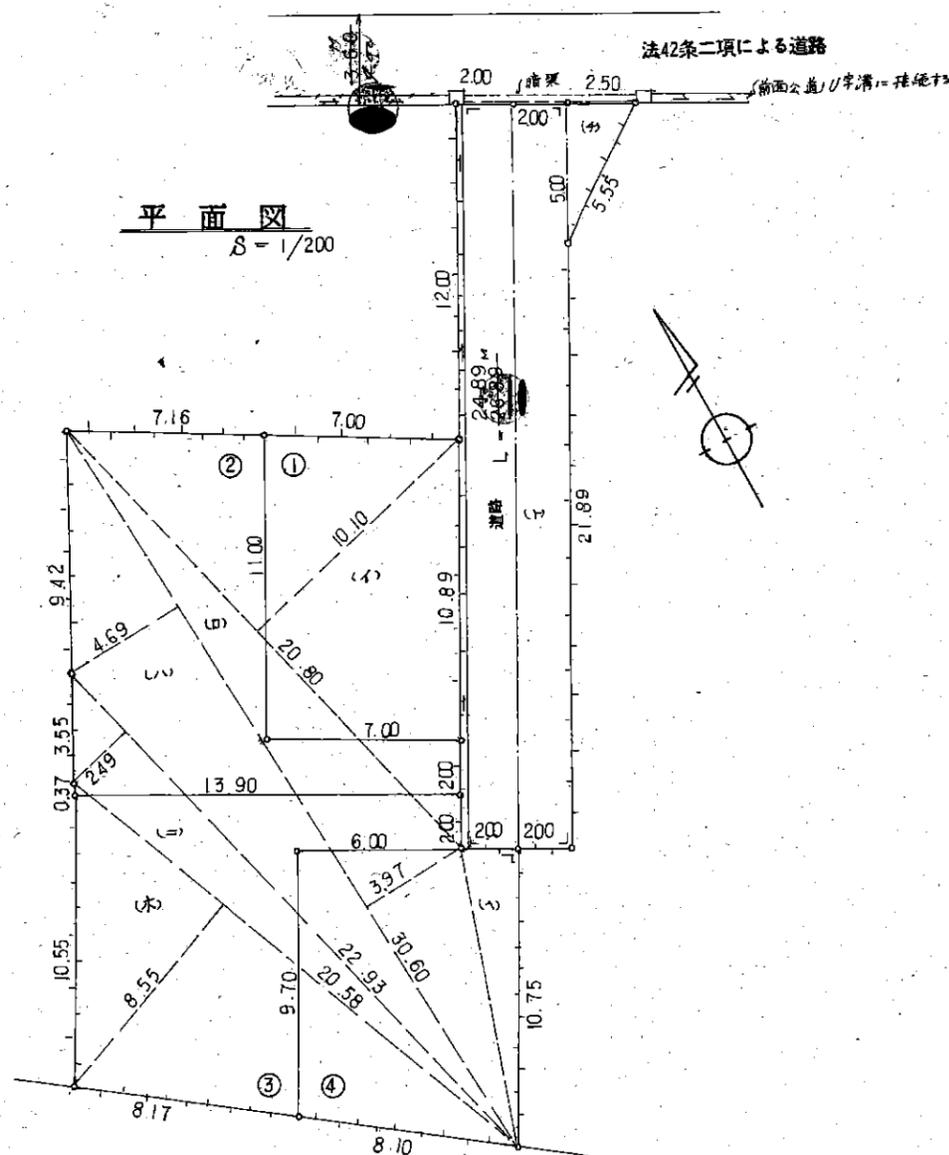
この図面は、本市の保管する指定道路等の図面の写しです。  
 本図の内容は、適宜更新されることがあります。  
 出力サイズの関係上、縮尺は記載のものとは異なります。  
 令和 7.5.19 日 船橋市建築指導課

図面作成者住所・氏名	船橋市湊町3丁目2番20号 神田清
測量者住所・氏名	船橋市湊町3丁目2番20号 神田清

(凡例)

方	位		都市計画路線	
道路位置の標識			既存道路	
主要出入口			予定する道路の位置	
井			市町村界	
生			指定された道路の位置及び建築線(指定年月日並びに番号を記入のこと)	
予定建築物(用途を記入のこと)			廃止される道路の位置	
既存建築物(用途を記入のこと)			申請する道路の位置	
敷地界			擁壁	
地番界			高圧線	
町界			水路及び土揚敷	

- (注 意)
- 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。
  - 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
  - 備考欄には、権利の承諾に関連し特記すべき事項を記入すること。
  - 申請の道路の幅員長さの単位は「メートル」(小数点以下2位まで)とすること。
  - 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。
  - 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
  - 隣地境界または擁壁の基点から申請道路までの距離を記入すること。
  - ※印のある欄には記入しないこと。



地積計算表		道路求積計算表	
宅地求積計算表		道路求積計算表	
①	20.80 × 10.89 × 1/2 = 105.04	①	4.00 × 24.89 = 99.56
②	30.60 × 3.97 × 1/2 = 60.74	②	2.50 × 5.00 × 1/2 = 6.25
③	30.60 × 4.69 × 1/2 = 71.75		
④	22.93 × 2.49 × 1/2 = 28.54		
⑤	20.58 × 8.55 × 1/2 = 87.97		
⑥	10.75 × 2.00 × 1/2 = 10.75		
	Σ = 364.79		Σ = 106.81
施行区域	364.79 + 106.81 = 471.60		